

福山市公告第739号

福山市南部周遊観光促進業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年（令和8年）7月17日

福山市長 枝広 直幹

1 業務概要

(1) 業務名

福山市南部周遊観光促進業務

(2) 業務場所

福山市内及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「福山市南部周遊観光促進業務委託仕様書」参照

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

2 委託費

委託費の上限は3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、見積書の金額が委託費の上限を超過した場合は、失格とする。

※ただし、この金額は、本プロポーザル実施にかかる企画提案書を作成するうえでの設定金額であり、契約を約束するものではない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) 共同事業体による参加の場合は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 共同事業体の構成員が上記（1）から（6）の全ての条件を満たしていること。
 - イ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員、協力者となることはできない。
 - ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員、協力者となることはできない。
 - エ グループ応募の場合、代表する団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めない。ただし、構成する団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合には、市は必要に応じ、事業者書類の再提出等を求めることがある。

4 評価基準・評価項目

別紙「福山市南部周遊観光促進業務に関するプロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり。

5 受注候補者の特定

福山市南部周遊観光促進業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市 経済環境局 文化観光振興部 観光戦略課

電話：084-928-1043（直通）

FAX：084-928-1736

E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公 告	2026年（令和8年）7月17日（金）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）7月17日（金）から 同年7月31日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）7月17日（金）から 同年7月22日（水）午後5時まで

質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）7月23日（木） 市ホームページに掲載する。
参加申込書・企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）7月17日（金）から 同年7月31日（金）午後5時まで
一次審査（書面審査）	2026年（令和8年）8月3日（月） ※参加者が3者を超える場合
参加資格・一次審査結果通知	2026年（令和8年）8月4日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	2026年（令和8年）8月7日（金） 予定
二次審査結果通知	2026年（令和8年）8月10日（月）

（3）実施要領等の配付方法

ア 配付期間

2026年（令和8年）7月17日（金）から同年7月31日（金）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

（1）に同じ。

ウ 配付方法

（1）の場所で交付するほか、福山市ホームページの観光戦略課ページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kanko/>）からもダウンロードできる。

（4）参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

（5）評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会の多数決により順位を決定する。

7 契約の締結

（1）本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するも

のとする。

- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案書提出時の見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費の上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、「福山市南部周遊観光促進業務に関するプロポーザル実施要領」に定めるところによる。